

国立大学法人琉球大学共同研究取扱規程

平成16年7月27日
制 定

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人琉球大学(以下「本学」という。)が民間等外部の機関(以下「民間機関等」という。)と実施する共同研究の取扱いについて、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 民間機関等

商法等に基づき設立された会社、民法第34条に基づき設立された法人、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人及び特殊法人をいう。

(2) 共同研究

ア 本学における共同研究

本学において民間機関等から研究者及び研究経費等を受け入れて、本学の教員が当該民間機関等の研究者と共通の課題について共同して行う研究をいう。

イ 本学及び民間機関等における共同研究

本学及び民間機関等において共通の課題について分担して行う研究で、本学において、民間機関等から研究者及び研究経費等、又は研究経費等を受け入れるものをいう。

(3) 研究代表者

共同研究組織を代表し、研究計画の取りまとめを行うとともに、研究の推進に関し責任をもつ本学の教員をいう。

(4) 民間等共同研究員

民間機関等において、現に研究業務に従事しており、共同研究のために在職のまま本学に派遣される者をいう。

(5) 部局等

本学会計規則第3条に規定する予算単位の組織とする。

(6) 部局長

前号の組織の長をいう。

(7) 知的財産権

「知的財産権」とは、本学の職務発明等規程第2条第3号に規定するものをいい、「発明等」とは同条第1号に規定するものをいう。

(基本方針)

第3条 共同研究は、その内容が本学の教育研究に寄与する優れた研究成果を期待できるもので、その共同研究の推進に当たっては、本学の自主性及び主体性の下に、適正な手続きに基づき実施されなければならない。

(区分)

第4条 共同研究の区分は、次のとおりとする。

- (1) 民間機関等から民間等共同研究員及び当該研究遂行に直接必要な経費（以下「直接経費」という。）又は直接経費のみを受け入れ、本学においても必要に応じ予算の範囲内において、直接経費の一部を負担し、このため既定経費以外に別途共同研究経費の配分を要するもの。
- (2) 民間機関等から民間等共同研究員及び直接経費又は直接経費のみを受け入れて実施するもので、本学においては直接経費の負担を要しないもの、又は直接経費の一部を負担しても別途共同研究費の配分を要しないもの。
- (3) 民間機関等から民間等共同研究員の受け入れのみを行い、研究の内容、性格から直接経費の措置を要しないもの。

（共同研究の申込み）

第5条 民間機関等の長は、共同研究の申込みをしようとするときは、次の各号に掲げる書類を研究代表者が所属する部局長に提出するものとする。

- (1) 共同研究申込書（第1号様式）
 - (2) 共同研究経費算定内訳書（第2号様式）
- 2 前項第2号の共同研究経費算定内訳書は、あらかじめ民間機関等の長の同意を得て研究代表者が作成したものでなければならない。

（受入れ決定等）

第5条の2 部局長は、前条の申込みがあった場合はその内容を審査の上、受入れを決定するものとする。ただし、第4条第1号の規定に該当する場合は、共同研究申請書（第3号様式）により学長に受入れを申請するものとする。

なお、当該共同研究の分担者が他の部局に所属するときは、関係部局長の同意を得て受入れ決定又は受入れ申請（以下「受入れ決定等」という。）を行うものとする。

- 2 部局長は、前項の受入れ決定等をする場合、適切な審査機関を設置して審査を行い、又は受入れ決定等後教授会等に報告を行うものとする。
- 3 部局長は、第1項本文の規定により受入れを決定をしたときは、共同研究受入決定報告書（第4号様式）に第5条に掲げる書類の写しを添えて速やかに学長に報告するものとする。
- 4 学長は、前項の報告を受けたとき又は受入れ申請を承認したときは、本学会計実施規程第10条に規定する契約責任者に通知するものとする。

（契約の締結）

第6条 契約責任者は、前条第4項の通知を受けたときは、速やかに共同研究契約書により民間機関等の長と契約を締結し、当該部局長に共同研究契約書の写を送付するものとする。

（民間等共同研究員の研究料）

第7条 本学は、前条の規定により共同研究の契約を締結した後、民間等共同研究員を受入れる場合は、直ちに民間機関等から共同研究員の研究料を徴収するものとする。

- 2 民間等共同研究員の研究料の額は、本学料金規程に定める額とし、月割計算は行わないものとする。

なお、研究期間が複数年度にわたる場合には、一括徴収又は翌年度以降、各年度ごとに所定の年額を徴収するものとする。

- 3 同一年度内において研究期間を延長する場合には、同一の民間等共同研究員に係る研究料は、改めて徴収しないものとする。

4 既納の民間等共同研究員に係る研究料は、返還しないものとする。

(共同研究経費の負担)

第8条 本学は、共同研究遂行のため、施設設備を利用に供するとともに、その維持管理に必要な経常経費等を負担するものとする。ただし、民間機関等における研究に要する経費等は、民間機関等の負担とする。

(設備等の取扱い)

第9条 本学における共同研究の場合、研究の必要上、共同研究に要する経費により新たに取得した設備等については本学の所有に属し、本学及び民間機関等における共同研究の場合、研究の必要上、民間機関等において新たに取得した設備等は、民間機関等の所有に属するものとする。

2 共同研究の遂行上必要な場合は、民間機関等から共同研究に要する経費のほか、その所有に係る設備を無償で受け入れて使用することができるものとする。

(研究の中止及び延長)

第10条 研究代表者は、当該共同研究を中止し、又は研究期間が延長する必要が生じたときは、直ちに当該部局長にその旨を報告し、その指示を受けるものとする。

2 部局長は、前項の報告により、共同研究を中止又は延長することについてやむを得ないと認めるときは、これを中止し、又はその期間の延長を決定し、その旨を学長に報告するとともに、契約責任者に通知するものとする。

4 部局長は、前項による期間の延長を決定しようとするときにおいて、支出予算の繰越しの手続きを必要とする場合は、所定の手続きを行うものとする。

(研究の中止等に伴う研究経費等の取扱い)

第11条 前条第2項の規定により共同研究を中止した場合において、第4条の規定により民間機関等が負担した既納の研究経費(民間等共同研究員の研究料を除く。)の額に不用が生じたときは、不用となった額の範囲内でその全部又は一部を民間機関等に返還することができるものとする。

2 共同研究を中止し、又は完了したときは、第9条第2項の規定により受け入れた設備を研究の中止又は完了の時点の状態民間機関等に返還するものとする。

(研究の完了等)

第12条 研究代表者は、当該共同研究が完了したときは、速やかに研究期間中に得られた研究成果の報告書を添えて当該部局長に報告するものとする。

2 部局長は、前項の報告を受けたときは、速やかに学長に報告するとともに、民間機関等の長に報告するものとする。

(研究成果の公表)

第13条 共同研究による研究成果は、民間機関等の長と協議のうえ、公表できるものとする。

(知的財産権の帰属)

第14条 学長は、共同研究に伴い発明等が生じた場合には、その発明等の帰属決定、出願事務等が迅速かつ円滑に行われるよう努めるものとする。

- 2 学長は、本学職務発明等規程に基づき、本学の発明審査委員会の議を経て、速やかに発明等の帰属を決定するものとする。

(出願等)

第15条 学長又は民間機関等の長は、本学の教員又は民間等共同研究員が共同研究の結果それぞれ独自に発明等を行った場合において、出願等を行おうとするときは、当該発明等を独自に行ったことについて、あらかじめ、相手方の同意を得るものとする。

- 2 学長及び民間機関等の長は、本学の教員及び民間等共同研究員が共同研究の結果共同して発明等を行った場合において、出願等を行おうとするときは、持分等を定めた共同出願契約を締結の上、共同出願を行うものとする。ただし、民間機関等の長から学長が知的財産権を受け継ぐ権利を承継した場合は、学長が単独で出願を行うものとする。

- 3 学長は、前項の共同出願契約を締結する場合、合意予定の持分案について、本学の発明審査委員会に諮るものとする。

(特許料等)

第16条 本学及び民間機関等は、前条第2項の規定により共同出願を行う場合は、出願費及び特許料等(以下「出願費等」という。)をそれぞれ持分に応じて負担するものとする。

- 2 民間機関等は、前項に規定する出願費等を負担しないときは、当該知的財産権に係る自己の持分を本学に譲渡する旨の「権利譲渡書」を提出するものとする。

(優先的实施)

第17条 学長は、第15条第1項及び第2項の発明について、本学が承継した知的財産権を受け継ぐ権利又はこれに基づき取得した知的財産権(以下「本学が承継した知的財産権等」という。)を民間機関等又は民間機関等の指定する者に限り、当該知的財産権の優先的に実施できる期間(以下「優先的实施期間」という。)を出願したときから10年を超えない範囲内において許諾することができるものとする。

- 2 学長は、第15条第2項の発明について、民間機関等の共有に係る知的財産権を受け継ぐ権利又はこれに基づき取得した知的財産権(以下「共有に係る知的財産権等」という。)を民間機関等の指定する者に限り、優先的实施期間を出願したときから10年を超えない範囲内において許諾することができるものとする。

- 3 学長は、民間機関等又は民間機関等の指定する者から前2項に規定する優先的实施期間を更新したい旨の申し出があった場合に、その必要があると認められるときは、優先的实施期間の更新を許諾することができるものとする。なお、更新する期間については、学長と民間機関等と協議の上、定めるものとする。

(知的財産権等の実施)

第18条 学長は、民間機関等又は民間機関等の指定する者が、本学が承継した知的財産権等を前条第1項及び第3項に規定する優先的实施期間中、その第2年次以降において正当な理由なく実施しないときは、民間機関等又は民間機関等の指定する者以外の者(以下「第三者」という。)に対し、当該知的財産権等の実施を許諾することができるものとする。

- 2 前項の規定は、民間機関等の指定する者が共有に係る知的財産権等を前条第2項及び第3項に規定する優先実施期間中、その第2年次以降において正当な理由なく実施しないときに準用するものとする。

- 3 学長は、前条第1項及び第3項の規定により民間機関等又は民間機関等の指定する者に優先的実施を許諾した場合において、当該実施を許諾したことが公共の利益を著しく損うと認めるときは、優先実施期間中においても第三者に対し当該知的財産権等の実施を許諾することができるものとする。
- 4 学長は、第三者が共有に係る当該知的財産権等を実施できないことが公共の利益を著しく損うと認めるときは、第三者に対し当該知的財産権等の実施を許諾することができるものとする。
- 5 学長は、第2項及び第4項の規定により第三者に対し共有に係る当該知的財産権等の実施を許諾しようとするときは、単独で当該知的財産権等の実施を許諾することができるものとする。

(実施料)

- 第19条** 本学は、第17条及び前条の規定により本学が承継した知的財産権等若しくは共有に係る当該知的財産権等の実施を許諾したとき又は、共有に係る当該知的財産権等を本学と共有する民間機関等が実施するときは、別に実施契約で定めるところにより実施料を徴収するものとする。
- 2 共有に係る当該知的財産権等の実施を民間機関等の指定する者又は第三者に許諾したときの実施料は、持分に依りてそれぞれ帰属するものとする。

(秘密の保持)

- 第20条** 学長及び民間機関等は、共同研究契約の締結に当たり、相手方から提供若しくは開示を受け、又は知り得た情報について、あらかじめ協議のうえ、非公開とすることができる。

(規程の改廃)

- 第21条** 本規程の改廃については、教育研究協議会の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成16年7月27日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
- 2 琉球大学共同研究取扱規則(昭和59年9月25日制定)は、廃止する

共同研究申込書（新規・継続）

平成 年 月 日

部 局 長 殿

郵便番号
所在地
民間機関等の名称
代表者氏名
電話番号

印

国立大学法人琉球大学共同研究取扱規程を遵守の上，下記のとおり共同研究を申し込みます。

記

- 1．研究題目
- 2．研究目的及び内容
- 3．研究期間
- 4．研究実施場所
- 5．共同研究に要する負担経費
- 6．民間機関等共同研究員（所属・職・氏名）
- 7．共同研究を希望する研究代表者氏名
- 8．共同研究のための設備
- 9．その他

共同研究経費算定内訳書

研究題目

民間機関等長の氏名

研究代表者の氏名

申込金額

内訳

事	項	金 額	算 定 根 拠
直 接 経 費	研究謝金		
	研究旅費		
	研究費		
	備品費		
	消耗品費		
	通信運搬費		
	借料及び損料		
	賃 金		
雑 役 務 費			
光 熱 水 料			
そ の 他			
	小 計		
民間等共同研究員 研 究 料			
合 計			

共同研究申請書（新規・継続）

学 長 殿

部局長 印

1 共同研究の概要等

研究題目			
	継続課題の場合の研究開始年度		平成 年度
研究の概要	<p>〔「民間等との共同研究」を行うことの意義，必要性や研究の内容等について，簡潔に記入すること。〕</p>		
琉球大学の 研究組織	研究者名	所属部局・職名	役割分担
	(研究代表者)		
	ほか 名		
民間機関等 の研究組織	機関名：		
	住所：		
	事業内容：		
	研究員数 (うち民間等共同研究員数)	研究員の役割分担：	
	人		
	(うち 人)		
研究を実施する民間機関等の施設等			

民間機関等 事務連絡先	担当者氏名	所属部局等	電話及びFAX番号

2 共同研究に要する経費

(1) 総表

(単位：千円)

区分	民間機関等負担分					琉球大学負担分			
	共同研究費			共同研究員費	民間機関等の施設における研究経費	合計	共同研究費	部局等の既定経費	合計
	研究謝金	研究旅費	研究費	研究費					
研究経費									

(注) 本学負担分が民間機関等負担分を上回ることがないように注意する。

(2) 積算内訳

ア 民間機関等負担分 (共同研究員を除く。)

イ 琉球大学負担分 (部局等の既定経費)

(金額単位：千円)

(金額単位：千円)

区分	内訳	数量	金額	区分	内訳	数量	金額
研究謝金				諸謝金			
課税対象相当分				旅費			
非課税対象相当分				研究費			
研究旅費				備品費			
国内旅費				消耗品費			
外国旅費				光熱水料			
研究費				賃金			
備品費				その他			
消耗品費				合計			
光熱水料							
賃金				ウ 琉球大学負担分 (共同研究費)			
その他				(金額単位：千円)			
合計				区分	内訳	数量	金額
				共同研究費			
				備品費			
				消耗品費			
				賃金			
				その他			
				合計			

(3)共同研究費の申請理由

申請理由の該当事項	1	2	3	4	5
<p>(申請理由)</p> <p>〔別途共同研究費を要求して共同研究を行う意義，必要性について，上記「申請理由の該当項目」で選択した理由に基づき，具体的にその理由（単なる研究経費不足は除く。）を記入すること。〕</p> <p>該当事項</p> <p>1．学主導型の研究プロジェクトの推進</p> <p>2．緊急性のある学術的研究</p> <p>3．学術的意義の高い研究</p> <p>4．社会的要請の強い研究，公共性の強い研究</p> <p>5．その他</p>					

(4) 共同研究の用に供する設備及び施設

<p>ア．設備</p> <p>〔琉球大学〕</p> <p>〔民間機関等〕</p>	<p>イ．施設</p> <p>〔琉球大学〕</p> <p>〔民間機関等〕</p>
---	---

3．継続課題における経費の全体計画

(金額単位：千円)

区 分	年度 〔区 分〕	年度 〔区 分〕	年度 〔区 分〕	年度 〔区 分〕	年度 〔区 分〕	合 計
琉球大学 負担分	()	()	()	()	()	()
民間機関等 負担分	[]	[]	[]	[]	[]	[]
合 計	() []	() []	() []	() []	() []	() []

(注) 1．琉球大学の欄の()内には，共同研究経費を内数で記入すること。

2．民間機関等負担分欄は，共同研究員費を含めて記入すること。

学 長 殿

部 局 長 印

共同研究受入決定報告書

下記のとおり共同研究の申込みがあり，平成 年 月 日付で受入を決定しましたので，報告します。

記

- 1 研究題目
(プロジェクトコード)
- 2 研究の目的及び内容
- 3 民間機関等長の氏名
- 4 申込金額
- 5 研究代表者
- 6 研究期間
- 7 その他特記事項

共同研究申込書の写を添付。